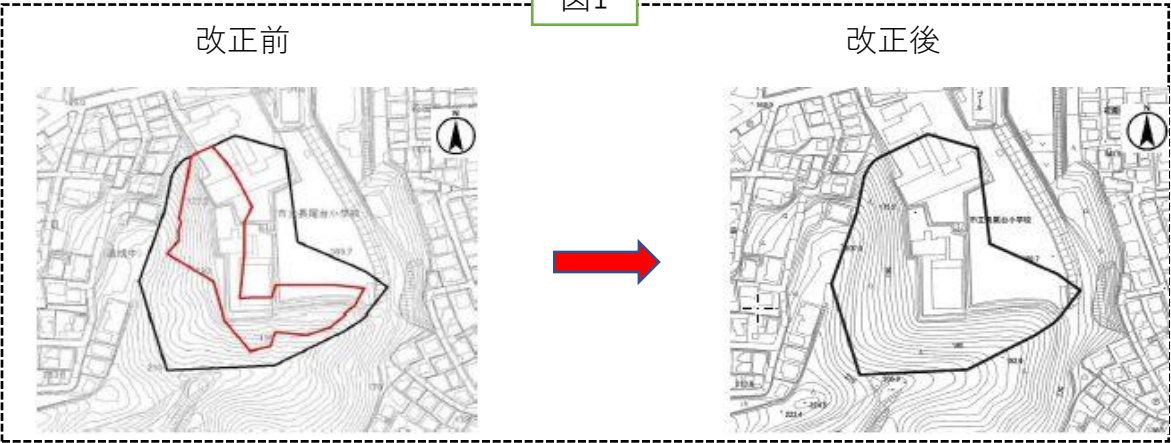


令和7年度（2025年） 土砂災害特別警戒区域変更について

兵庫県告示第234号及び第235号（令和7年3月25日）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第8項の規定により、土砂災害特別計下記区域のを解除する。

図1



名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長尾台 (4) I (115000095)	宝塚市長尾台一丁目 (図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	図1のとおり
月見山 (5) I (1150000150)	宝塚市月見山二丁目 (図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	図2のとおり
紅葉ヶ丘 I (1150000156)	宝塚市紅葉ガ丘 (図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	図3のとおり

令和7年 3 月 25 日

上記の区域において土砂災害特別警戒区域が解除されました。
最新の情報は、兵庫県CGハザードマップでご確認ください。

図2

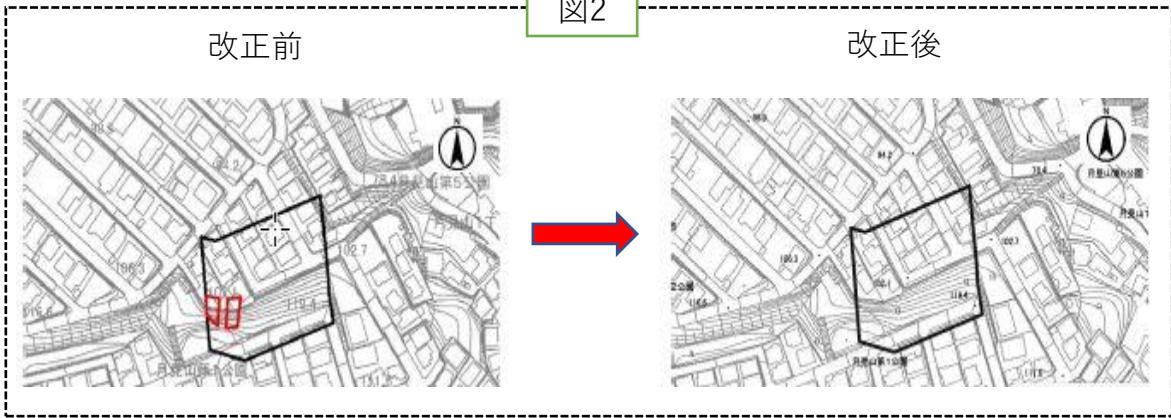


図3

